

世田谷区介護保険条例の一部改正について

(付議の要旨)

第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から32年度までの間（以下第7期という）における第1号被保険者の保険料等を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

1 主旨

介護保険は3年間で1期として事業計画を策定し、保険料を設定している。

第7期は、現在の第6期（平成27～29年度）と比較して、第1号被保険者数（特に後期高齢者の割合が増加）や要介護（支援）認定者数が増加すると見込まれる。

また、介護給付費も、認定者の増加に伴う介護サービスの需要増と介護施設の整備に伴い増加が見込まれる。更に介護給付費の財源に占める第1号被保険者保険料の負担割合が22%から23%に変更になるとともに、介護報酬のプラス改定の影響等により、第7期における保険料の上昇を避けることは困難である。

こうした状況のもと、保険料の上昇を極力抑制しながら安定的に介護保険事業を運営するため、被保険者の負担能力に応じた保険料段階及び保険料率の設定や介護給付費準備基金の活用などを行い、第7期の保険料を設定するとともに、保険料の低所得者対策を定めるために、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

あわせて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、区の質問検査権の対象範囲が拡大されたことに伴う改正を行う。

2 改正内容

(1) 第7期の介護保険料設定（別紙1、2参照）

基準額(第6段階)：月額6,450円(年額77,400円) 第6期(5,850円) 比10.3%増

① 国が示す第7期の標準保険料段階と保険料率の見直し

国は、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、保険者判断による住民税課税所得層の保険料段階の多段階化と保険料率の設定を可能としている。

区では、国の標準保険料段階（9段階）と保険料率を基本としつつも、独自の設定を行い、低所得者に配慮するとともに保険料の上昇抑制に努めた。

(ア) 低所得者層の保険料率を第6期に引続き、国の保険料率より引き下げた。

(イ) 合計所得が300万円以上の方の保険料段階を細分化し、合計所得3,500万円以上の所得段階を新設した。→第6期の16段階から17段階へ

(ウ) より所得に応じた負担を求める観点から保険料率の見直しを行った。→最大倍率を第6期の3.3倍から4.2倍へ

⇒ 引き下げ効果額 月額411円（年額4,932円）

② 介護給付費準備基金の活用

(ア) 平成29年度の基金残高見込み：約36億9千万円（第6期3年間の標準給付費及び地域支援事業費の見込み合計1,734億円の約2.1%）

(イ)約 26 億 5 千万円を取崩して第 7 期の保険料収入へ充当し保険料の上昇を抑制した。
⇒ 引き下げ効果額 月額 344 円 (年額 4,128 円)

上記①と②により保険料を月額 755 円 (年額 9,060 円) 上昇抑制。

③ 医療と介護の連携による医療サービスから介護サービスへの移行

第 7 期より、医療病床に入院する軽度の者は、介護保険の施設サービスや居宅サービスに移行するとされ、国や都の示す諸係数を用いて介護給付費に見込んだ。

(2) 公費による低所得者の介護保険料の軽減強化 ※政省令公布後

国は更なる低所得者の負担軽減策として、非課税世帯 (国第 3 段階以下、区第 4 段階以下) に対する公費投入による料率軽減を検討している。公費投入の財源は、現段階では不明だが、第 6 期と同様と仮定すると、国 1/2、都 1/4、区 1/4 と見込まれる。

詳細が明らかになり次第、速やかに対応する。

(3) 関連法の施行に伴う改正

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 52 号)」の公布に伴い、区の質問検査権の範囲が第 2 号被保険者にまで拡大されたことにより、規定の整理を行う。

3 条例改正の提案

2 の改正内容 (1) 及び (3) については、第 1 回区議会定例会で提案する。

改正内容 (2) の保険料率の軽減にかかる内容については、政省令の公布に基づき提案する。

4 今後のスケジュール (予定)

平成 30 年 2 月 福祉保健常任委員会報告

3 月 第 1 回区議会定例会 (介護保険条例の一部を改正する条例案提案)

4 月 1 日 改正介護保険条例の施行

第7期における第1号被保険者の保険料段階と保険料案 調整中

		第7期				第6期		人口 構成 比
段階	所得段階区分 () は6期基準	国料率	区料率	年額保険料 (円)	区料率	年額保険料 (円)		
1	非課税世帯 本人非課税	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	0.50	38,700	0.50 [0.45]	35,100	2.7%
2				0.50	38,700	0.50 [0.45]	35,100	14.2%
3		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75	0.65 (0.5)	50,310 (38,700)	0.65 (0.5)	45,630	5.1%
4		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	0.75 (0.5)	58,050 (38,700)	0.75 (0.5)	52,650	5.2%
5	課税世帯 本人課税	本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	0.90	69,660	0.90	63,180	14.2%
6		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 1.00	基準額 1.00	77,400 (月額6,450)	基準額 1.00	70,200 (月額5,850)	8.2%
7		合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.15	89,010	1.15	80,730	10.0%
8		合計所得金額が120万円以上200(190)万円未満の方	1.30	1.25	96,750	1.25	87,750	10.9%
9		合計所得金額が200(190)万円以上300(290)万円未満の方	1.50	1.40	108,360	1.40	98,280	10.1%
10		合計所得金額が300(290)万円以上400万円未満の方	1.70	1.60	123,840	1.60	112,320	5.8%
11		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		1.70	131,580	1.70	119,340	3.1%
12		合計所得金額が500万円以上700万円未満の方		1.90	147,060	1.90	133,380	3.2%
13		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方		2.30	178,020	2.30	161,460	2.3%
14		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		2.70	208,980	2.60	182,520	1.8%
15	合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方	3.20		247,680	3.00	210,600	1.4%	
16	合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の方	3.70		286,380	3.30	231,660	0.6%	
17	合計所得金額が3,500万円以上の方	4.20	325,080	1.1%				

※第6期における[]は、公費投入による軽減内容。

※料率及び保険料の()内数字は、区による独自軽減後。

第7期介護保険料(案)のイメージ図

